

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月31日提出
【計算期間】	第12期(自 2018年8月1日至 2019年7月31日)
【ファンド名】	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券 一般	年4回	北米	
公債	年6回	欧州	
社債	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほ

か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

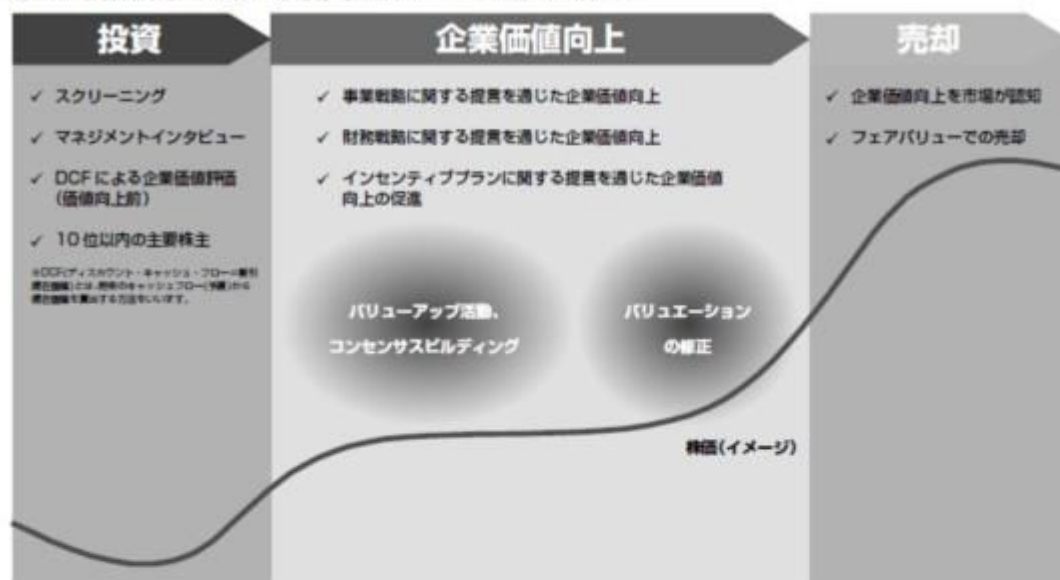
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

■ファンドの運用戦略

割安な状態となっている企業へ投資を行い、経営者と共に企業価値向上を図っていく投資信託です。企業の経営者との関係構築を通じて長期的なリターンを追及します。



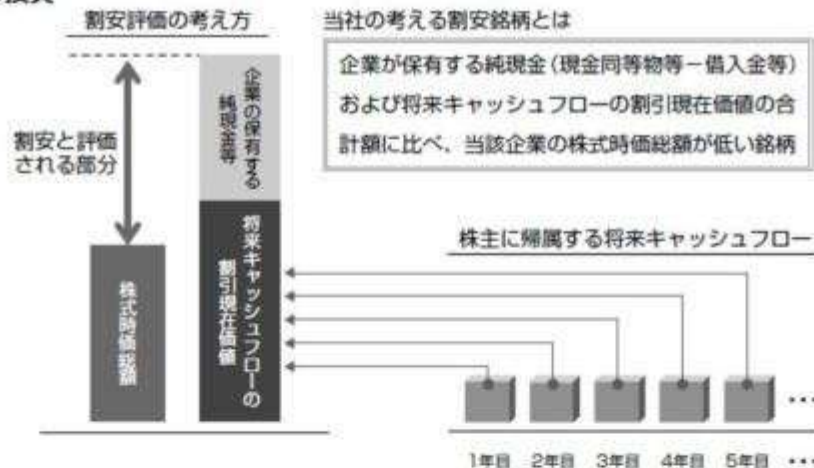
■当ファンドのバリューアップ型投資の運用プロセス

- 1 キャッシュフローと資産分析に基づいた割安銘柄の発掘
- 2 企業価値評価(バリューアップ効果を見込まずに十分魅力的な投資対象の発掘)
- 3 経営者評価(面談を通じ、企業価値向上のために協調できる投資先かを審査)
- 4 株価ドライバー分析を通じた、企業価値向上施策の特定
- 5 企業価値向上施策を実行するためのコンセンサス作り
- 6 企業価値向上のためのコミュニケーション
- 7 投資期間を通じて企業価値向上の後にフェアバリューでの売却が目標

将来の市場環境の変動等により、必ずしも上記の運用プロセスが達成できるわけではありません。
したがって上記の運用プロセスが変更される場合もあります。

当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行います。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■割安な株式への投資



<ファンドの仕組み>

◆ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド(シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド)としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



<主な投資制限>

マザーファンドの受益証券の投資割合	マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
株式への実質投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として信託財産の35%を超えないものとします。
実質外貨建資産への投資割合	実質外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券への実質投資割合	投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<分配方針>

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、収益分配金を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

信託金限度額

- ・500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

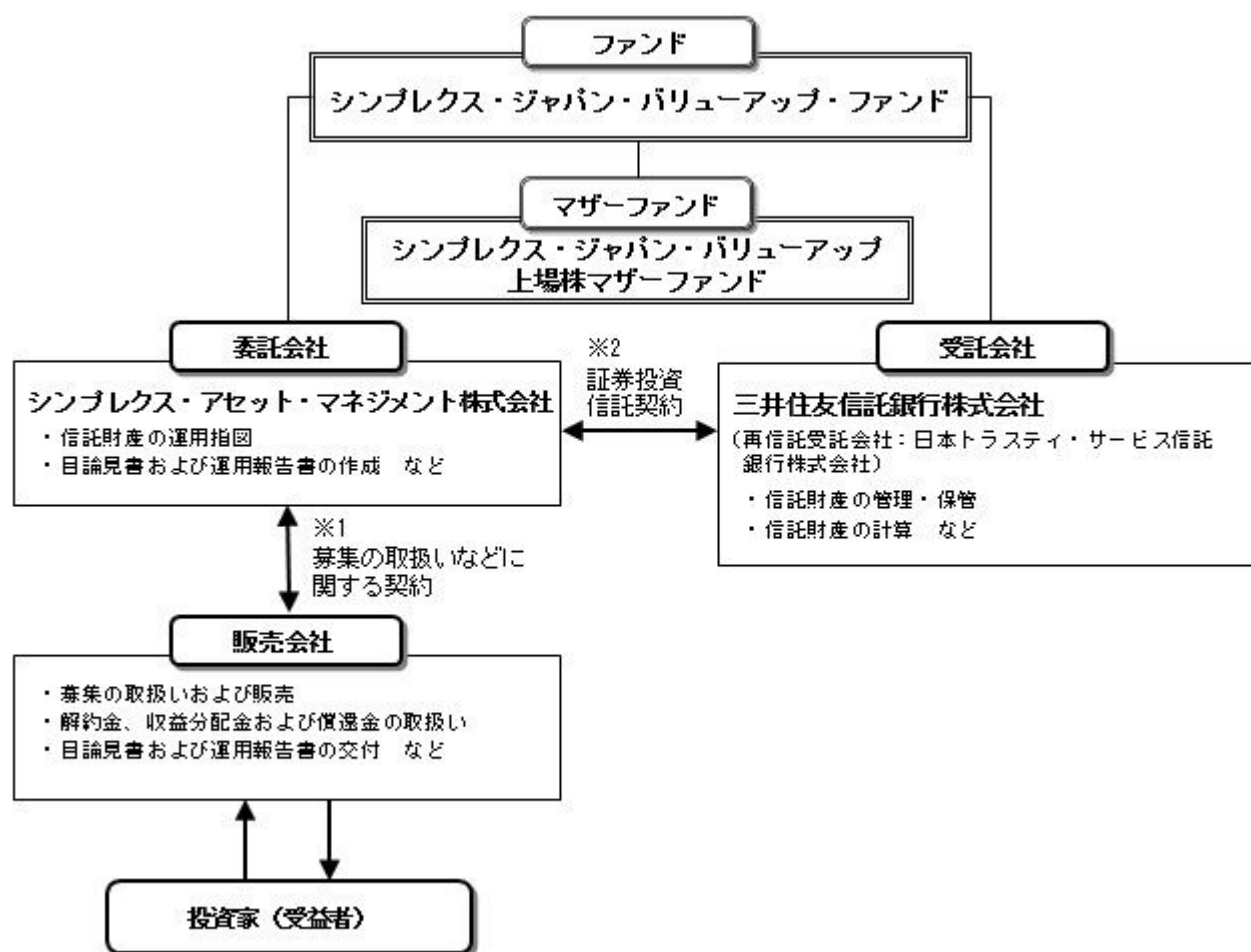
(2)【ファンドの沿革】

2008年2月27日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2019年7月末現在）

1）資本金

370百万円

2）沿革

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、主として日本の株式の中から、マネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を基本原則として、割安な株式関連資産等に対して集中的に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行います。

株式の実質組入比率は原則として、信託財産の50%超を基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド＞

シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条および第21条に定めるものに限りします。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてシンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書

- ２．国債証券

- ３．地方債証券

- ４．特別の法律により法人の発行する債券

- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）

- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

- ９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

- 10．コマーシャル・ペーパー

- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの

- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものを

いいます。）

- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

<シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド>

日本の株式、新株予約権付社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形
- ニ．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、新株予約権社債について

は、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

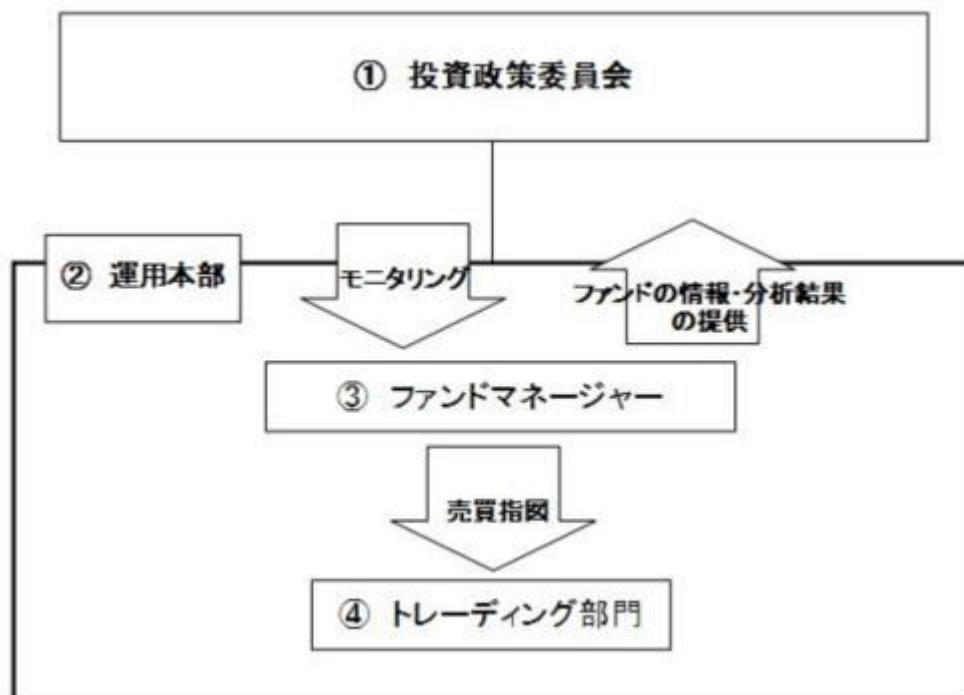
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

<シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、マネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を基本原則として、割安な株式関連資産等に対して集中的に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	日本の株式、新株予約権付社債を主要投資対象とします。
投資方針	日本の株式および新株予約権付社債のうち、割安と判断されるものに集中的に投資し、中長期的な値上がり益の追求を目指します。この場合の「割安」とは、投資時点で割安と判断される場合、並びに、将来の利益成長及び事業収益回復のポテンシャルにより割安と判断される場合を含みます。必要に応じて、ポートフォリオのデルタ・ヘッジを行うものとします。この投資信託の基本方針である、マネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を維持するため、この投資信託専用の投資基本政策委員会において、この投資信託の基本理念および運用姿勢を規律するためのガイドラインを策定し、定期的に見直します。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、2名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

< 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、収益分配金を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行

います。

4) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

（ 5 ）【投資制限】

約款に定める投資制限

< シンプレクス・ジャパン・パリュアアップ・ファンド >

- 1) マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 実質外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。
- 4) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 7) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他の投資制限 >

a. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

h. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市

場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1. 上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

ハ. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド>

1) 株式への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

3) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

4) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には制限を設けません。

5) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他の投資制限>

a. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オブ

ション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

ファンドは、主に日本の株式や公社債など値動きのある有価証券にマザーファンドを通じて投資します。主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた場合には、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

派生商品リスク

先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等の派生商品取引の利用をヘッジ目的に限定しておりません。したがって、派生商品取引を活用することにより、実際の価格変動が見通しと異なった場合、損失を被るリスクがあります。

ファミリーファンド方式に起因するリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンド以外にマザーファンドへ投資するベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの追加設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

集中投資リスク

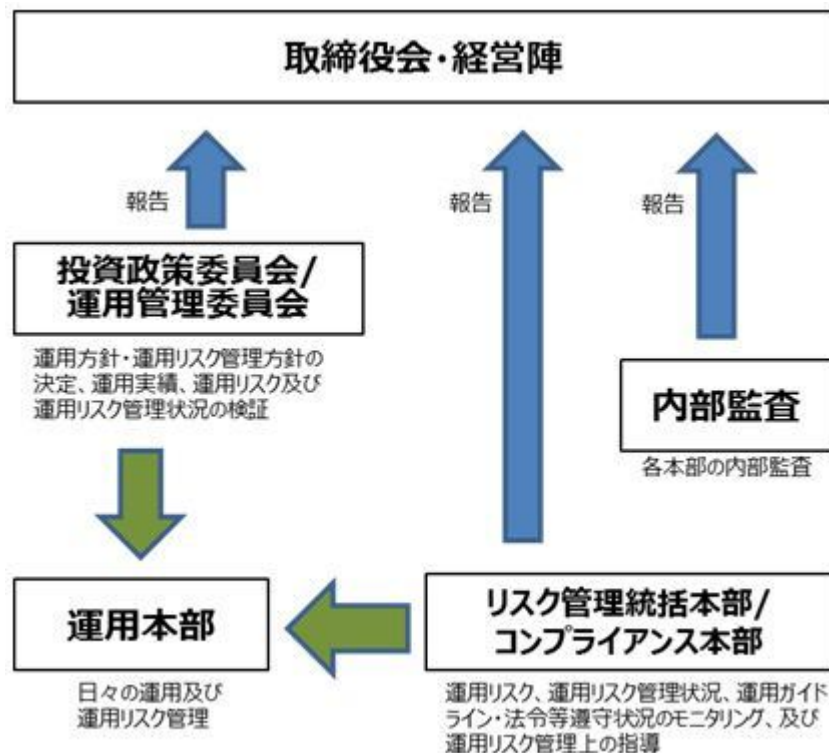
当ファンドは、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

- ・投資信託は、預金または保険契約ではなく、元本保証および利回りの保証のいずれでもありません。
- ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の一部解約の実行の受付を中止することがあります。
- ・取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合には、当ファンドの投資態度に沿った運用ができない場合があります。
- ・販売会社より委託会社に対してお申込金の払込が現実になされるまでは、委託会社はいかなる責任も負いません。収益分配金・一部解約代金・償還金の支払いは、すべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社へ支払った後は、受益者への支払いについて責任を負いません。
- ・法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性もあります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制



上記は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 流動性リスクの管理体制 >

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

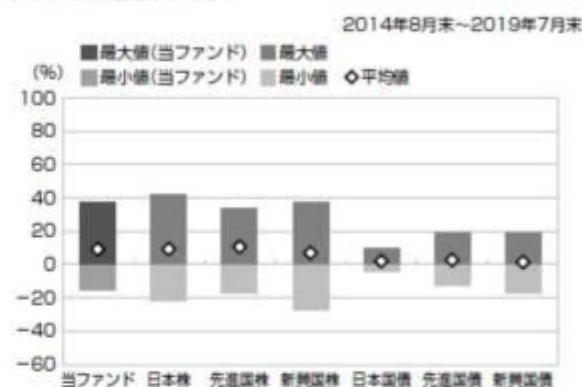


*分配金再投資基準価額は、取引日の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△15.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	9.0	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、取引日の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

- ・ 申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は以下の方法により計算される基本報酬および成功報酬を合計した金額とします。

基本報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年2.002% (税抜1.82%) の率を乗じて得た金額が計上されます。販売会社に応じて配分は異なります。

基本報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
販売会社名	配分（税抜）		
	委託会社	販売会社	受託会社
ＵＢＳ証券株式会社	年率1.50%	年率0.25%	年率0.07%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	年率1.00%	年率0.75%	

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の基本報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

成功報酬

運用実績が一定水準以上に達したとき、委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬額を受領します。

１．ハイ・ウォーター・マーク方式

ハイ・ウォーター・マークとは、最高水位線のこと、ハイ・ウォーター・マーク方式による成功報酬制は、一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マーク（以下参考例参照）を上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。

２．成功報酬は、毎計算期間を通じて毎日、計算日の前営業日の基準価額（当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、当該基準価額からハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に、100分の22.0の率（税込み）を乗じて得た額を計上します。

なお、毎計算期末において、当該１万口当たりの基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マー

クを上回った場合には、翌計算期間のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。

成功報酬は、委託した資金の運用の対価です。

上記の基本報酬および成功報酬（（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。）以下「信託報酬等」といいます。）および信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

（ご参考例「成功報酬計算基準」）

成功報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	計算期末基準価額（注）
2018年8月1日～2019年7月31日	23,351円	23,722円
2019年8月1日～2020年7月31日	23,722円	-

（注）基準価額は収益分配控除後の基準価額です。

（注）信託約款上は、ハイ・ウォーター・マークのことを成功報酬計算基準といいます。

成功報酬の留意点

毎日の基準価額は、前営業日の成功報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。またその成功報酬は、計算期間末（年1回）ごとにファンドから支払われますが、この場合も成功報酬は既に費用計上されているので、更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１.から７.までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 格付の取得に要する費用
- この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

委託会社は、上記およびに定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

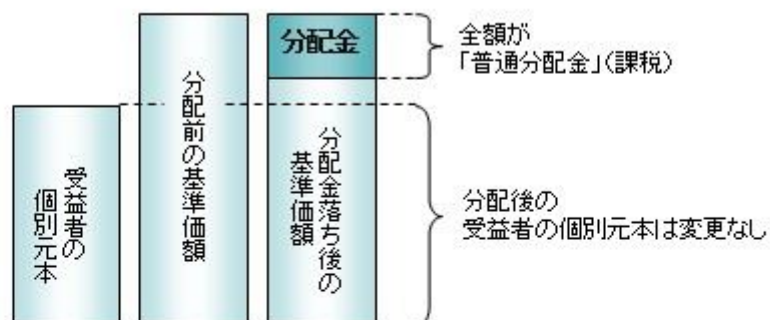
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

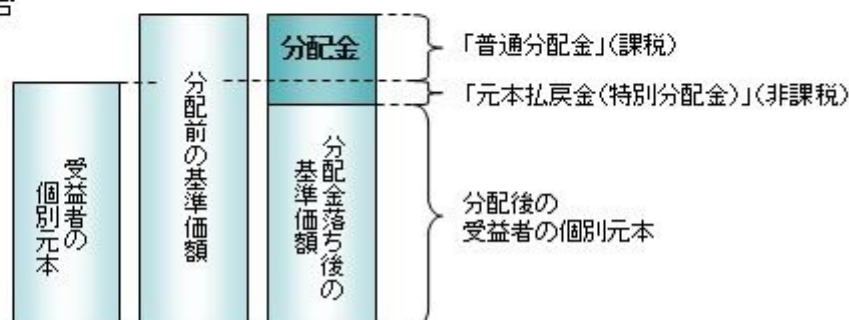
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド】

以下の運用状況は2019年 7月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	16,669,966,551	101.45
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	237,843,468	1.45
合計(純資産総額)		16,432,123,083	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シンプレクス・ジャパン・バリュー アップ上場株マザーファンド	4,496,888,738	3.5597	16,007,574,841	3.7070	16,669,966,551	101.45

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.45
合計	101.45

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末 (2010年 8月 2日)	10,472	10,472	0.9954	0.9954
第4計算期間末 (2011年 8月 1日)	10,447	10,447	1.0426	1.0426
第5計算期間末 (2012年 7月31日)	10,854	10,854	1.0813	1.0813
第6計算期間末 (2013年 7月31日)	15,055	15,055	1.4573	1.4573
第7計算期間末 (2014年 7月31日)	16,437	16,437	1.5988	1.5988
第8計算期間末 (2015年 7月31日)	19,293	19,293	1.8926	1.8926
第9計算期間末 (2016年 8月 1日)	14,271	14,271	1.6598	1.6598
第10計算期間末 (2017年 7月31日)	18,017	18,017	2.1057	2.1057
第11計算期間末 (2018年 7月31日)	16,177	16,177	2.3351	2.3351
第12計算期間末 (2019年 7月31日)	16,432	16,432	2.3722	2.3722
2018年 7月末日	16,177	—	2.3351	—
8月末日	16,177	—	2.3350	—

9月末日	16,281	—	2.3500	—
10月末日	15,959	—	2.3036	—
11月末日	16,141	—	2.3298	—
12月末日	15,395	—	2.2222	—
2019年 1月末日	15,911	—	2.2967	—
2月末日	16,185	—	2.3362	—
3月末日	16,387	—	2.3653	—
4月末日	16,472	—	2.3776	—
5月末日	15,920	—	2.2984	—
6月末日	16,152	—	2.3319	—
7月末日	16,432	—	2.3722	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2009年 8月 1日～2010年 8月 2日	0.0000
第4期	2010年 8月 3日～2011年 8月 1日	0.0000
第5期	2011年 8月 2日～2012年 7月31日	0.0000
第6期	2012年 8月 1日～2013年 7月31日	0.0000
第7期	2013年 8月 1日～2014年 7月31日	0.0000
第8期	2014年 8月 1日～2015年 7月31日	0.0000
第9期	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	0.0000
第10期	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	0.0000
第11期	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	0.0000
第12期	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3期	2009年 8月 1日～2010年 8月 2日	9.46
第4期	2010年 8月 3日～2011年 8月 1日	4.74
第5期	2011年 8月 2日～2012年 7月31日	3.71
第6期	2012年 8月 1日～2013年 7月31日	34.77
第7期	2013年 8月 1日～2014年 7月31日	9.71
第8期	2014年 8月 1日～2015年 7月31日	18.38
第9期	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	12.30
第10期	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	26.86
第11期	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	10.89
第12期	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	1.59

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	2009年 8月 1日～2010年 8月 2日	0	0
第4期	2010年 8月 3日～2011年 8月 1日	0	500,000,000
第5期	2011年 8月 2日～2012年 7月31日	18,660,817	0
第6期	2012年 8月 1日～2013年 7月31日	357,548,110	65,180,209
第7期	2013年 8月 1日～2014年 7月31日	58,916,770	108,856,623
第8期	2014年 8月 1日～2015年 7月31日	0	86,575,660
第9期	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	2,802,225	1,598,782,869
第10期	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	0	41,950,259
第11期	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	0	1,628,468,609
第12期	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	0	1,300,000

（参考）

シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド

以下の運用状況は2019年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	23,954,246,200	72.38
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	9,138,899,906	27.62
合計（純資産総額）		33,093,146,106	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	クミアイ化学工業	化学	4,285,000	991.36	4,248,001,213	897.00	3,843,645,000	11.61
日本	株式	アルファシステムズ	情報・通信業	560,900	2,406.76	1,349,957,077	2,725.00	1,528,452,500	4.62
日本	株式	日本道路	建設業	230,100	6,092.00	1,401,769,390	6,080.00	1,399,008,000	4.23
日本	株式	東映	情報・通信業	84,200	14,778.79	1,244,374,661	14,990.00	1,262,158,000	3.81

日本	株式	日新製糖	食料品	588,700	2,176.00	1,281,011,200	1,980.00	1,165,626,000	3.52
日本	株式	積水樹脂	化学	544,000	2,011.00	1,093,984,000	2,083.00	1,133,152,000	3.42
日本	株式	平和不動産	不動産業	468,300	2,041.53	956,050,417	2,300.00	1,077,090,000	3.25
日本	株式	堺化学工業	化学	427,500	2,482.85	1,061,418,758	2,518.00	1,076,445,000	3.25
日本	株式	西部電機	機械	1,126,000	1,244.00	1,400,744,000	862.00	970,612,000	2.93
日本	株式	長瀬産業	卸売業	489,000	1,686.27	824,588,120	1,595.00	779,955,000	2.36
日本	株式	東急不動産ホールディングス	不動産業	1,099,200	644.44	708,377,482	633.00	695,793,600	2.10
日本	株式	鉄建建設	建設業	236,800	2,831.04	670,390,964	2,904.00	687,667,200	2.08
日本	株式	日立化成	化学	203,600	2,622.42	533,925,394	2,998.00	610,392,800	1.84
日本	株式	日本ヒューム	ガラス・土石製品	780,900	921.24	719,399,833	699.00	545,849,100	1.65
日本	株式	ニッセイ	機械	432,500	1,215.00	525,487,500	1,239.00	535,867,500	1.62
日本	株式	昭和飛行機工業	輸送用機器	386,800	1,192.63	461,309,433	1,314.00	508,255,200	1.54
日本	株式	N J S	サービス業	276,900	1,789.25	495,443,631	1,722.00	476,821,800	1.44
日本	株式	東京産業	卸売業	930,700	710.00	660,797,000	499.00	464,419,300	1.40
日本	株式	アイチ コーポレーション	機械	652,100	637.00	415,387,700	685.00	446,688,500	1.35
日本	株式	岩塚製菓	食料品	100,700	4,955.00	498,968,500	3,970.00	399,779,000	1.21
日本	株式	日本化学産業	化学	346,600	1,359.09	471,060,631	1,033.00	358,037,800	1.08
日本	株式	石原ケミカル	化学	190,400	2,291.90	436,379,511	1,696.00	322,918,400	0.98
日本	株式	だいがう証券ビジネス	証券、商品先物取引業	611,500	573.00	350,389,500	522.00	319,203,000	0.96
日本	株式	日本エアーテック	機械	513,300	812.00	416,799,600	594.00	304,900,200	0.92
日本	株式	ミライト・ホールディングス	建設業	182,400	1,725.21	314,678,349	1,617.00	294,940,800	0.89
日本	株式	ソフト９９コーポレーション	化学	266,300	1,118.47	297,848,858	955.00	254,316,500	0.77
日本	株式	ダイビル	不動産業	236,700	994.15	235,315,448	1,014.00	240,013,800	0.73
日本	株式	ヨンキュウ	卸売業	150,900	1,486.88	224,371,020	1,486.00	224,237,400	0.68
日本	株式	中西製作所	金属製品	184,200	1,208.57	222,619,778	1,211.00	223,066,200	0.67
日本	株式	互応化学工業	化学	146,300	1,434.00	209,794,200	1,405.00	205,551,500	0.62

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	8.89
		食料品	4.90
		化学	24.18
		ガラス・土石製品	1.65
		鉄鋼	0.21
		金属製品	1.03
		機械	6.97
		電気機器	0.35
		輸送用機器	1.54
		陸運業	0.26
		倉庫・運輸関連業	0.06
		情報・通信業	8.54

	卸売業	5.08
	小売業	0.22
	証券、商品先物取引業	0.96
	不動産業	6.08
	サービス業	1.45
合計		72.38

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

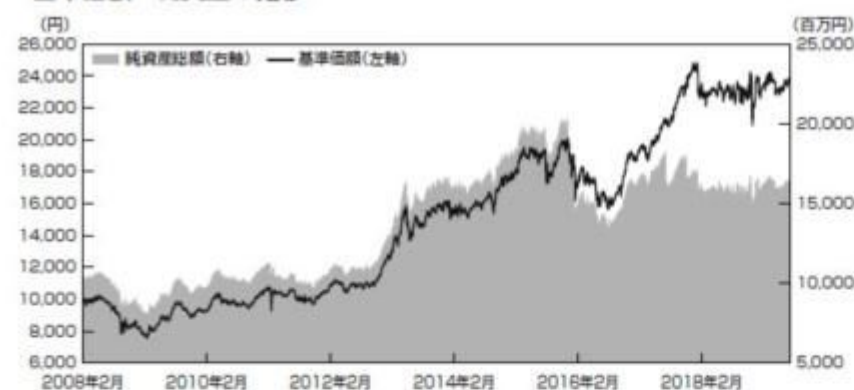
該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2019年7月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	23,722円
純資産総額	164.32億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2015年7月	0円
2016年8月	0円
2017年7月	0円
2018年7月	0円
2019年7月	0円
設定以来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

組入資産	比率
株式	72.4%
現金・その他	27.6%

※マザーファンドの組入比率です。

■組入上位5業種

	業 種	比率
1	化学	24.2%
2	建設業	8.9%
3	情報・通信業	8.4%
4	機械	6.8%
5	不動産業	6.1%

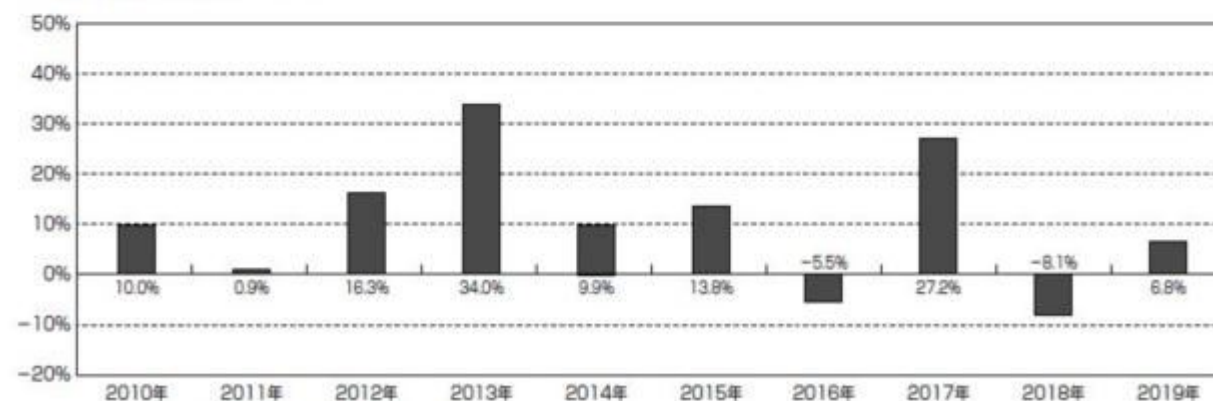
※マザーファンドの対純資産比率です。

■組入上位10銘柄

	銘 柄	業種	比率
1	クミアイ化学工業	化学	11.6%
2	アルファシステムズ	情報・通信業	4.6%
3	日本道路	建設業	4.2%
4	東映	情報・通信業	3.8%
5	日新製糖	食料品	3.5%
6	積水樹脂	化学	3.4%
7	平和不動産	不動産業	3.3%
8	堺化学工業	化学	3.3%
9	西部電機	機械	2.9%
10	長瀬産業	卸売業	2.4%

※マザーファンドの対純資産比率です。

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
 ・当ファンドにベンチマークはありません。
 ・2019年は年初末7月末までの騰落率を表示しています。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(5) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(6) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(7) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、毎月末日（これら当該日が休業日の場合は前営業日）を「特定日」とし当該特定日を一部解約の請求受付日として、各特定日の属する月の前月の最終5営業日間（以下「解約申込日」という。）に、最低単位を1口単位として、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約請求可能額については、最終解約申込日の当該ファンドの総口数残高の10%を上限とし、比例配分とします。

上記の比例配分については、委託会社の裁量により、最終解約申込日における支払い可能金額を上限として、一部解約請求受益者全員に比例配分で解約代金の支払いを実行します。また一部解約が実行されなかった口数に相当する金額については引き続き信託財産の一部として運用されます。

換金の請求（解約申込日）の受付については、午後5時までに、換金のお申込みが行われかつ、その換金のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

上記の一部解約の価額は、上記に規定する一部解約の請求受付日の基準価額から下記のとおり信託財産留保額を控除した額とします。

信託財産留保額は、一部解約の請求受付日の基準価額の0.5%とします。

換金代金は、原則として一部解約の請求日受付日「特定日」から起算して4営業日目から申込みの販売会社において支払います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の請求受付日となる特定日として、第5項の規定に準じて計算された価額とし

ます。

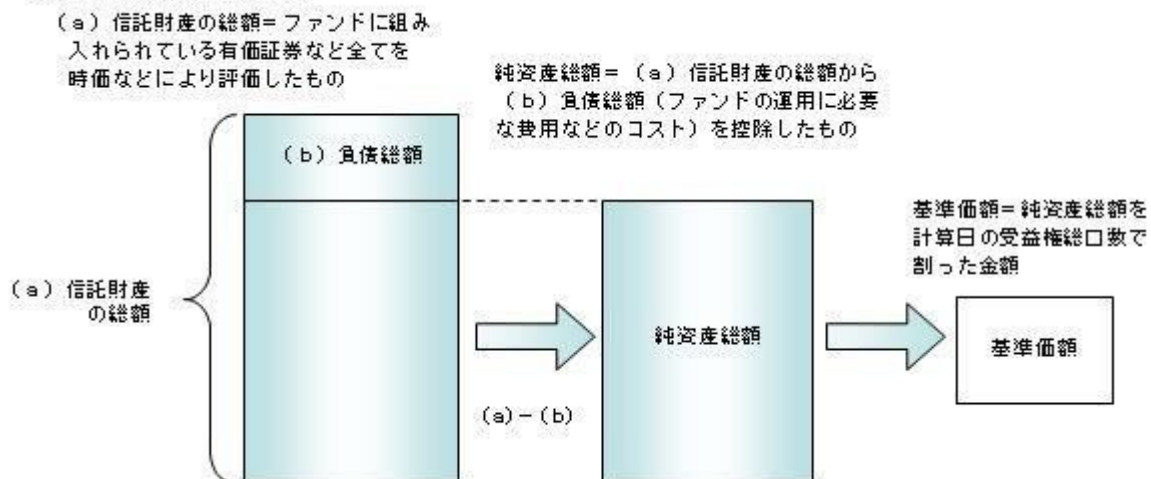
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2028年7月31日までとします（2008年2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年8月1日から翌年7月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

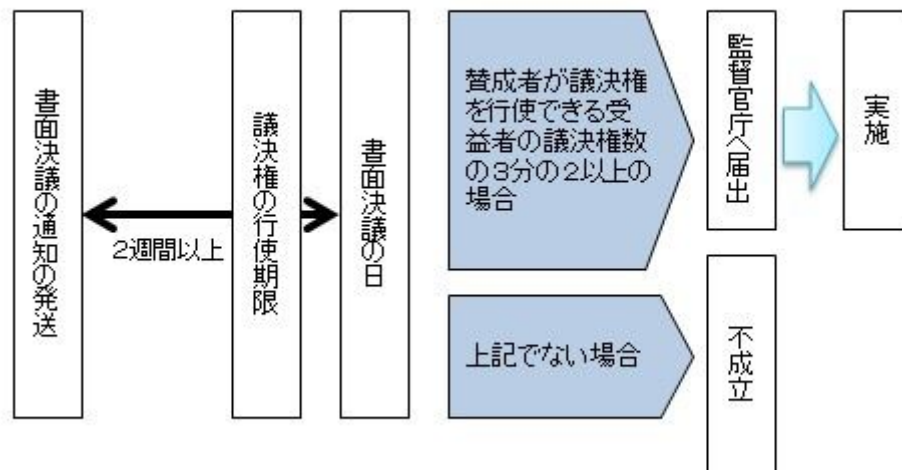
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送付します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [http:// www.simplexasset.com /](http://www.simplexasset.com/)

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2018年 8月 1日から2019年 7月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	16,815,576,267	16,669,966,551
流動資産合計	16,815,576,267	16,669,966,551
資産合計	16,815,576,267	16,669,966,551
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,986,091	6,084,032
未払委託者報酬	624,103,196	223,032,125
その他未払費用	7,718,260	8,727,311
流動負債合計	637,807,547	237,843,468
負債合計	637,807,547	237,843,468
純資産の部		
元本等		
元本	6,928,113,693	6,926,813,693
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,249,655,027	9,505,309,390
（分配準備積立金）	9,169,501,612	9,425,171,015
元本等合計	16,177,768,720	16,432,123,083
純資産合計	16,177,768,720	16,432,123,083
負債純資産合計	16,815,576,267	16,669,966,551

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	第12期 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,556,755,502	661,768,433
営業収益合計	2,556,755,502	661,768,433
営業費用		
受託者報酬	12,456,480	12,153,280
委託者報酬	785,862,655	374,763,223
その他費用	17,879,209	17,422,027
営業費用合計	816,198,344	404,338,530
営業利益又は営業損失（ ）	1,740,557,158	257,429,903
経常利益又は経常損失（ ）	1,740,557,158	257,429,903
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,740,557,158	257,429,903
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	166,612,011	54,318
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,461,112,259	9,249,655,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,785,402,379	1,721,222
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,785,402,379	1,721,222
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,249,655,027	9,505,309,390

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区分	第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 8,556,582,302円 期中追加設定元本額 -円 期中解約元本額 1,628,468,609円	期首元本額 6,928,113,693円 期中追加設定元本額 -円 期中解約元本額 1,300,000円
2. 受益権の総数	6,928,113,693口	6,926,813,693口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第11期 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	第12期 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（190,062,506円）、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,383,882,641円）、信託約款に規定される収益調整金（80,153,415円）及び分配準備積立金（7,595,556,465円）より分配対象額は9,249,655,027円（1万口当たり13,350.86円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（113,764,292円）、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（143,611,293円）、信託約款に規定される収益調整金（80,138,375円）及び分配準備積立金（9,167,795,430円）より分配対象額は9,505,309,390円（1万口当たり13,722.45円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第11期 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	第12期 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

項目	第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,313,753,758	662,391,710
合計	2,313,753,758	662,391,710

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第11期 (2018年 7月31日現在)	第12期 (2019年 7月31日現在)
1口当たりの純資産額 2.3351円 (1万口当たりの純資産額 23,351円)	1口当たりの純資産額 2.3722円 (1万口当たりの純資産額 23,722円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド	4,496,888,738	16,669,966,551	
合計		4,496,888,738	16,669,966,551	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド」の状況
 尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	373,303	711,950
コール・ローン	3,380,215,749	9,328,913,788
株式	29,618,229,700	23,954,246,200
未収入金	61,320,497	1,865,002
未収配当金	49,370,800	10,837,600
流動資産合計	33,109,510,049	33,296,574,540
資産合計	33,109,510,049	33,296,574,540

	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	50,205,680	203,406,150
未払利息	3,420	22,284
流動負債合計	50,209,100	203,428,434
負債合計	50,209,100	203,428,434
純資産の部		
元本等		
元本	9,287,087,086	8,927,248,285
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	23,772,213,863	24,165,897,821
元本等合計	33,059,300,949	33,093,146,106
純資産合計	33,059,300,949	33,093,146,106
負債純資産合計	33,109,510,049	33,296,574,540

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首	2017年 8月 1日	期首 2018年 8月 1日
期首元本額	11,147,675,508円	期首元本額 9,287,087,086円
期首からの追加設定元本額	-円	期首からの追加設定元本額 82,649,183円

区分	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	期首からの解約元本額 1,860,588,422円	期首からの解約元本額 442,487,984円
	元本の内訳（注）	元本の内訳（注）
	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド 4,723,874,559円	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド 4,496,888,738円
	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家限定／年金向け） 1,722,952,705円	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家限定／年金向け） 1,671,389,805円
	SMTBシンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家限定／年金向け） 2,798,225,779円	SMTBシンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家限定／年金向け） 2,758,969,742円
	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家転売制限付） 42,034,043円	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド（適格機関投資家転売制限付） -円
	合計 9,287,087,086円	合計 8,927,248,285円
	9,287,087,086口	8,927,248,285口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	(自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

項目	(自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	(自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	(2018年 7月31日現在)	(2019年 7月31日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,930,610,457	1,542,560,424
合計	3,930,610,457	1,542,560,424

(注)「当計算期間」とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

（2018年 7月31日現在）	（2019年 7月31日現在）
1口当たりの純資産額 3.5597円 （1万口当たりの純資産額 35,597円）	1口当たりの純資産額 3.7070円 （1万口当たりの純資産額 37,070円）

附属明細表

第１ 有価証券明細表
（イ）株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ミライト・ホールディングス	182,400	1,617.00	294,940,800	
大本組	32,100	4,910.00	157,611,000	
銭高組	30,200	4,490.00	135,598,000	
鉄建建設	236,800	2,904.00	687,667,200	
名工建設	56,300	1,055.00	59,396,500	
日本道路	230,100	6,080.00	1,399,008,000	
テクノ菱和	101,700	796.00	80,953,200	
日比谷総合設備	63,700	1,972.00	125,616,400	
日新製糖	588,700	1,980.00	1,165,626,000	
岩塚製菓	100,700	3,970.00	399,779,000	
ブルドックソース	10,800	1,126.00	12,160,800	
シノブフーズ	65,200	692.00	45,118,400	
堺化学工業	427,500	2,518.00	1,076,445,000	
日本化学産業	346,600	1,033.00	358,037,800	
積水樹脂	544,000	2,083.00	1,133,152,000	
日立化成	203,600	2,998.00	610,392,800	
石原ケミカル	190,400	1,696.00	322,918,400	
ソフト９９コーポレーション	266,300	955.00	254,316,500	
互応化学工業	146,300	1,405.00	205,551,500	
クミアイ化学工業	4,285,000	897.00	3,843,645,000	
未来工業	99,300	1,990.00	197,607,000	

日本ヒューム	780,900	699.00	545,849,100	
日亜鋼業	205,500	335.00	68,842,500	
シンポ	105,400	1,132.00	119,312,800	
中西製作所	184,200	1,211.00	223,066,200	
西部電機	1,126,000	862.00	970,612,000	
エーワン精密	4,700	2,898.00	13,620,600	
ニッセイ	432,500	1,239.00	535,867,500	
日本エアーテック	513,300	594.00	304,900,200	
アイチ コーポレーション	652,100	685.00	446,688,500	
水道機工	15,000	2,427.00	36,405,000	
ニレコ	78,000	940.00	73,320,000	
三社電機製作所	53,600	766.00	41,057,600	
昭和飛行機工業	386,800	1,314.00	508,255,200	
トナミホールディングス	11,500	5,690.00	65,435,000	
名鉄運輸	8,600	2,430.00	20,898,000	
中央倉庫	17,800	1,077.00	19,170,600	
アルファシステムズ	560,900	2,725.00	1,528,452,500	
東映	84,200	14,990.00	1,262,158,000	
日本プロセス	47,400	749.00	35,502,600	
長瀬産業	489,000	1,595.00	779,955,000	
東京産業	930,700	499.00	464,419,300	
カナデン	59,600	1,397.00	83,261,200	
東陽テクニカ	47,400	1,058.00	50,149,200	
テクノアソシエ	20,600	1,279.00	26,347,400	
モリト	66,300	813.00	53,901,900	
ヨンキュウ	150,900	1,486.00	224,237,400	
ライフコーポレーション	32,800	2,253.00	73,898,400	
だいこう証券ビジネス	611,500	522.00	319,203,000	
東急不動産ホールディングス	1,099,200	633.00	695,793,600	
平和不動産	468,300	2,300.00	1,077,090,000	
ダイビル	236,700	1,014.00	240,013,800	
N J S	276,900	1,722.00	476,821,800	
東洋テック	3,400	1,235.00	4,199,000	
合 計	17,969,400		23,954,246,200	

(ロ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 7月31日現在です。

【シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	16,669,966,551円
負債総額	237,843,468円
純資産総額（ - ）	16,432,123,083円
発行済口数	6,926,813,693口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3722円

（参考）

シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	33,296,574,540円
負債総額	203,428,434円
純資産総額（ - ）	33,093,146,106円
発行済口数	8,927,248,285口
1口当たり純資産額（ / ）	3.7070円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（2019年7月末現在）

資本金 370百万円
発行する株式の総数 12,000株
発行済株式の総数 7,400株
直近5カ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2019年7月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	52	277,655
単位型株式投資信託	46	147,977
単位型公社債投資信託	7	14,941
合計	105	440,573

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令

第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （平成30年3月31日現在）		当事業年度 （平成31年3月31日現在）	
		金 額		金 額	
（資産の部）					
流動資産					
1 現金・預金			5,418,529		1,988,187
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			19,567		21,079
4 未収入金			3,180		-
5 未収委託者報酬			340,071		284,450
6 未収運用受託報酬			1,131,042		511,284
7 未収投資助言報酬			4,024		1,063
8 未収還付法人税等			-		407,066
9 未収還付消費税等			-		96,067
10 その他			49,179		50,085
流動資産計			6,965,695		3,359,384
固定資産					
1 有形固定資産			20,159		16,543
(1)建物付属設備	*1	15,168		*1	12,128
(2)器具備品	*1	4,990		*1	4,414
2 無形固定資産			1,279		761
(1)電話加入権		761		761	
(2)ソフトウェア	*2	41		*2	-
(3)協会基金	*2	476		*2	-
3 投資その他の資産			82,041		103,711
(1)投資有価証券		9,932		28,912	
(2)長期差入保証金		71,921		74,129	
(3)長期前払費用		188		670	
固定資産計			103,480		121,016
資産合計			7,069,175		3,480,400

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （平成30年3月31日現在）		当事業年度 （平成31年3月31日現在）	
		金 額		金 額	
（負債の部）					

流動負債				
1 預り金		59,025		83,298
2 未払金		1,913,859		1,115,830
3 関係会社未払金		4,860		4,860
4 未払費用		15,036		16,471
5 未払法人税等		947,211		-
6 未払消費税等		133,087		-
7 前受金		5,654		9,121
流動負債計		3,078,735		1,229,582
固定負債				
1 資産除去債務		24,417		24,654
2 繰延税金負債		886		16,586
固定負債計		25,304		41,241
負債合計		3,104,039		1,270,823
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,502,704		1,748,206	
利益剰余金計		3,595,204		1,840,706
株主資本計		3,965,204		2,210,706
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		68		1,129
評価・換算差額等計		68		1,129
純資産合計		3,965,136		2,209,576
負債・純資産合計		7,069,175		3,480,400

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		(自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)		(自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		5,028,840		3,051,139	
2 運用受託報酬		3,210,691		1,408,907	
3 投資助言報酬		6,728	8,246,260	9,512	4,469,560
営業費用					
1 支払手数料		190,487		201,275	
2 調査費					
(1)調査費		36,699		39,573	
(2)委託調査費		305,768		235,599	
3 委託計算費		14,748		14,043	
4 通信費		2,585	550,290	2,560	493,052

一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬	*2	980,600		*2	1,392,600
(2)給料・手当		370,011			380,772
(3)賞与・退職金等		1,817,282			1,030,954
2 交際費		6,578			4,363
3 旅費交通費		33,926			25,772
4 業務事務委託費		8,566			13,570
5 租税公課		69,223			37,123
6 不動産賃借料		97,738			109,033
7 固定資産減価償却費		5,448			5,611
8 諸経費	*1	151,003	3,540,379	*1	160,134
営業利益			4,155,590		816,571
営業外収益					
1 受取利息		37		5,229	
2 為替差益		-		36,235	
3 受取配当金		1,430		-	
4 その他の営業外収益		3	1,471	32	41,497
営業外費用					
1 為替差損		14,960		-	
2 約定訂正損		372		-	
3 その他の営業外費用		-	15,332	545	545
経常利益			4,141,729		857,523
税引前当期純利益			4,141,729		857,523
法人税、住民税及び事業税		1,210,148		196,358	
法人税等調整額		223	1,209,924	15,657	212,016
当期純利益			2,931,804		645,507

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,870,902	1,963,402	2,333,402	-	2,333,402
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,002	1,300,002	1,300,002	-	1,300,002
当期純利益	-	-	2,931,804	2,931,804	2,931,804	-	2,931,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	68	68
当期変動額合計	-	-	1,631,802	1,631,802	1,631,802	68	1,631,734
当期末残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68	3,965,136

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	68	3,965,136
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	2,400,005	2,400,005	2,400,005	-	2,400,005
当期純利益	-	-	645,507	645,507	645,507	-	645,507
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	1,061	1,061
当期変動額合計	-	-	1,754,497	1,754,497	1,754,497	1,061	1,755,559
当期末残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	1,129	2,209,576

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

 主として定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物付属設備 10年～18年

 器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法によっております。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

 貸倒引当金

 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

 消費税等の処理方法

 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

 ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[表示方法の変更]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

なお、この変更により前事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（2）に記載された内容を追加しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物付属設備	41,723千円	44,763千円
器具備品	19,471千円	21,446千円
計	61,195千円	66,210千円

*2無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
ソフトウェア	83千円	125千円
協会基金	2,830千円	3,307千円
計	2,914千円	3,432千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

* 2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
取締役	1,500,000千円	1,500,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,300,002	175,676	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	平成31年3月31日	令和元年6月30日

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
1年以内	63,443	63,443
1年超	222,052	158,609
合計	285,496	222,052

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,418,529	5,418,529	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	340,071	-
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	1,131,042	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	4,024	-

(7) 長期差入保証金	71,921	71,921	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	9,932	9,932	-
資産計	6,975,521	6,975,521	-
(1) 未払金	1,913,859	1,913,859	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
(3) 未払法人税等	947,211	947,211	-
(4) 未払消費税等	133,087	133,087	-
負債計	2,999,018	2,999,018	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,988,187	1,988,187	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	284,450	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	511,284	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	1,063	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	407,066	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	96,067	-
(7) 長期差入保証金	74,129	74,129	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券	28,912	28,912	-
資産計	3,391,160	3,391,160	-
(1) 未払金	1,115,830	1,115,830	-
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	-
負債計	1,120,690	1,120,690	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、
(5) 未収還付法人税等、(6) 未収還付消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(8) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

- (1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	5,418,529	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	340,071	-	-	-

(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	4,024	-	-	-
(7) 長期差入保証金	-	71,921	-	-
合計	6,893,667	71,921	-	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,988,187	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	284,450	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	511,284	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	1,063	-	-	-
(5) 未収還付法人税等	407,066	-	-	-
(6) 未収還付消費税等	96,067	-	-	-
(7) 長期差入保証金	-	74,129	-	-
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	20,136	-
合計	3,288,119	74,129	20,136	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,932	10,000	68
合計	9,932	10,000	68

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,136	20,000	136
小計	20,136	20,000	136
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,776	10,000	1,224
小計	8,776	10,000	1,224
合計	28,912	30,000	1,088

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	10,610千円	8,413千円
未払事業税	49,579千円	-
その他有価証券評価差額金	20千円	374千円
資産除去債務	7,476千円	7,549千円
繰延税金資産小計	67,687千円	16,337千円
評価性引当額（注）	67,687千円	16,337千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
還付事業税	-	15,879千円
その他有価証券評価差額金	-	41千円
固定資産（除去費用）	886千円	665千円
繰延税金負債合計	886千円	16,586千円
繰延税金負債の純額	886千円	16,586千円

（注）評価性引当額が51,349千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に関する評価性引当額の認識が生じなかったことに伴うものであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
評価性引当額の増減	0.7%	6.0%
特別税額控除	2.4%	-
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	24.6%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	24,182千円	24,417千円
時の経過による調整額	235千円	237千円
期末残高	24,417千円	24,654千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	5,028,840	3,210,691	6,728	8,246,260

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	3,051,139	1,408,907	9,512	4,469,560

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
5,044,036	2,357,843	719,859	124,520	8,246,260

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
3,068,617	1,191,692	140,081	69,168	4,469,560

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	2,357,843	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	1,191,692	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	子会社の 経営指導・ 管理料	18,000	関係会社 未払金	4,860

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	子会社の 経営指導・ 管理料	18,000	関係会社 未払金	4,860

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

（４）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬(注)	719,859	未収運用 受託報酬	107,113
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 投資助言 契約 事務協力 関係 役員の 兼任	運用受託 報酬（注） 投資助言 報酬（注） 委託調査費 事務委託費	2,351,114 6,728 40,916 15,053	未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬 未払金	991,823 4,024 16,911

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬(注)	74,248	未収運用 受託報酬	2,253
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 投資助言 契約 事務協力 関係 役員の 兼任	運用受託 報酬（注） 投資助言 報酬（注） 委託調査費 事務委託費	1,182,179 9,512 38,930 14,406	未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬 未払金	488,409 1,063 11,395

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額 535,829円22銭 1株当たり当期純利益金額 396,189円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産額 298,591円46銭 1株当たり当期純利益金額 87,230円71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部 (信託財産の管理) を原信託受託者から再信託受託者 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
U B S 証券株式会社	32,100百万円	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行います。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年10月31日	有価証券届出書
2018年10月31日	有価証券報告書
2019年 4月26日	有価証券届出書
2019年 4月26日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年6月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月11日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンプレクス・ジャパン・パリュアアップ・ファンドの2018年8月1日から2019年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・ジャパン・パリュアアップ・ファンドの2019年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。